

平成31年4月
橋本市農業委員会 定例会

議 事 録

平成31年4月10日開催

橋本市農業委員会

平成31年4月定例農業委員会 会議録

平成31年4月10日（水）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について

3. その他

4. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。

それでは定刻となりましたので、定例農業委員会を開催させていただきます。

会に先立ちまして、初めに、4月1日に発令されました人事異動についてご報告させていただきます。

まず、農業委員会から退任された方の紹介をさせていただきます。

まず、笠原英治局長です。笠原英治局長につきましては、元経済推進部長、それから農業委員会の参事、農業委員会の事務局長をしていただいていたのですが、新たに経済推進部の理事として着任をされましたので、今回で農業委員会を退任ということになります。

続きまして、兵衛一郎です。兵衛一郎につきましては、農業委員会係長をしておりましたが、このたびの異動で出納室へ異動しました。

続いて、伏尾一人です。伏尾につきましては、同じ農林振興課内でおるんですけども、課内異動ということで、隣の農林振興係というところに席が変わりましたので、農業委員会の担当からは外れたという形になっております。

最後に、木下典子です。委員にはお会いしたこと恐らくないと思うんですが、木下典子というのが事務局におったんですが、このたび柏原保育園の方に調理員として異動しましたので、今回、農業委員会退任ということになります。

それでは、退任者を代表しまして、笠原理事の方から一言よろしく申し上げます。

・笠原

皆さん、改めまして、おはようございます。

事務局のために貴重な時間をとっていただき、本当にありがとうございます。退任する事務局を代表して、一言ご挨拶申し上げます。

私自身、5年間、皆様に非常にお世話になって、橋本市の農業問題に関していろいろご指導いただきながら取り組んでまいりました。しかし、たくさん課題も残していますし、去年ようやくこの新しい農業委員会の体制で、これから取り組んでいこうという

ときにまことに残念であります。私自身、農業委員会の事務局長を退任して、新たな局長のもとでいろいろご指導いただきながら、この橋本市の問題解決に取り組んでいただきたいと思います。

私自身は経済推進担当の理事ということで、全く農業委員会にかかわっていかないのではなくして、あらゆる経済部門のところで、また皆さんといろいろご協議させていただきながら、橋本市の農業を考えていきたいと思っております。

場所が2階の企業誘致室に席がありますので、市役所の方にお越しの折には、ぜひ立ち寄っていただきたいと思います。

今後ともご指導いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

・事務局

それでは、続きまして、今回新たに着任した職員を紹介いたします。

まず、経済推進部長、それから、今回、事務局長に新たに着任する北岡慶久です。北岡局長につきましては、教育委員会教育総務課長の方から今回異動してまいりました。

続きまして、植木崇です。植木の方につきましては、元々は農林振興課内でおったんですけども、今回、農業委員会係長ということで着任をしております。

続きまして、北山恭尚です。こちら真ん中の方に座っている者です。総務課の方から今回、農林振興課、農業委員会係のほうに着任しました。よろしく申し上げます。

以上3名です。着任者を代表しまして、北岡局長の方からよろしく申し上げます。

・北 岡

皆さん、改めまして、おはようございます。

4月1日付で経済推進部農業委員会事務局長として着任しました北岡です。改めて、よろしく申し上げます。

私自身、2年前に農林振興課の方を担当しておりました。ちょうど2年前の農業委員会、4月に開催された農業委員会の方で皆さん方から、旧の農業委員会の体制の中で見送っていただいて、また新たに戻ってきたということになります。

教育委員会で2年間おらしていただいたんですが、その間も新たに学校給食センターが建設されました。その学校給食センターの中では、やっぱり地域産品を活用しようということで、ずっと

農業とは何らかの形で意識的にかかわってきたつもりでおります。

一方で、小学校、中学校の中にやはり、主に山間部にあるということで、鳥獣の被害等、子どもたちがイノシシを見つけたとか、もうそんな話が絶えずある中で、農林振興にもかかわってきた次第です。

また今年度、新たな気持ちで皆さん方のご指導を受けながら、新しく担当となった課員も含めて頑張りたいと思いますので、ご指導よろしくお願ひします。今日は貴重な時間とっていただきまして、ありがとうございます。

・事務局

ありがとうございました。

そしたら、あとは私、三浦、それから、一番端におる名迫はそのまま農業委員会の担当としていますので、また何かありましたら、この担当の方にお声かけいただければというふうに考えております。

それでは、時間とらせまして申しわけございませんでした。定例農業委員会の会議につきまして、議事の方に移らせていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

新年度がスタートいたしました。最初の定例の農業委員会ということになります。

先ほどから報告ありましたように、市といたしましても定期の人事異動がございまして、農業委員会の方にも事務局が新体制となりました。ひとつよろしく、どうぞお願ひしておきます。

さて、新元号が発表されまして、令和という年号で、これは248番目の名称になるそうで、そして、令という字が今度初めて使用されて、和という字は21回目ということです。和歌山県の和というのも入っており、そして万葉集の梅の宴の出典というようなことから、梅は本県にとっても大変関係の深いということで、大変うれしいなというコメントもありました。

それと、平成の平と令和の和とで平和というようなごろ合わせも言う人もございましたが、令和という時代が平和で安定した時々であってほしいなというふうに願ってやみません。

また、先日は委員会の研修会ということで有田の方へ行ったん

ですが、その中で経営者のお話を聞く中で、個人経営では農業は限界があるというふうなことに気づいて、7人で法人化をして、そして、ミカンを利用して6次産業化を目指し、途中いろんな困難を克服して、現在、全国でも注目されるような企業となったということでございます。

その人の発想と実行力というのは大変印象的でしたし、また、そのリーダー性と、あの人の人間性というんか人間力というんか、その辺のところを強く感じた研修でございました。詳細につきましては、研修された方々それぞれ、いろんな感覚で勉強されたというふうに思うんですが、私自身はそういうふうな感じを受けて帰ってまいりました。

この辺は柿の産地なんですが、近畿農政局の発表によりますと、昨年の県産柿の収穫が39,200tということで、前年比17%減少ということでございます。自然災害やカメムシによって被害が相次いだと分析をしておりますけれども、本県としては全国1位を40年連続して維持しておる。2位が奈良県の28,300t、3位が福岡県の15,900tとのことでございますが、農家の減少や農家の高齢化による担い手の不足等々によって、本県の柿の栽培面積が7年連続して減少して、2,530haになっておると、こういうような実態でございます。

皆さん方に大変ご苦労かけた農地利用状況調査を集計してみますと、本日お渡ししてあります農業委員会だよりに集計出てますが、耕作放棄地が農地としては1,660haあるわけですが、その19.2%、約300haが耕作放棄地になっておるということで、これも年々増加しておりますので、遊休地となるまでに何とか対策を立てないと、どんどんこういう状況になってしまっ、遊休地になってからでは遅いということで、中間管理事業の中での、その地権者の意向を見きわめながら、人・農地プランの中で検討し、知恵を出して、そして、こういうことを防いでいこうというふうな形になってございますので、ひとつ、どうかよろしく願いをしておきます。

・議 長

それでは、これより4月の定例の農業委員会を開催いたします。

出席委員は11名中9名で、定数に達しており、本日の会議は成立しております。なお、木下善久委員と大西正明委員からは欠席届が提出されてございます。また、橋本市農業委員会規則第1

8条2項の規定による議事録署名委員は、7番の田中一孝委員、8番の林義文委員の2人を指名いたします。

本日の議事は提出議案5件と報告1件です。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請について。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について。

議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について。

議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）です。

それでは、これより議事に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提出理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書の3-1ページと位置図の3-1をご覧ください。

それでは、整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市野・・・、登記簿地目、現況とも、いずれも畑です。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人が高齢のため耕作することが難しくなり、譲受人が一部改植等をし引き続き耕作するため本申請に及んだと伺っております。譲受人・・・氏の経営耕地面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧山田村の下限面積40aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等について、影響はございません。譲受人は耕運機1台、エンジン草刈り機1台、トラクター1台を所有しており、農業従事者は2名、農業従事日数は譲受人、その他の従事者ともに農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、整理番号2番の説明の前に、訂正がございましたので、担当の北山の方から説明いたします。

・事務局

資料の方、整理番号2番につきまして、一部訂正の方をお願いしたいと思います。

2番の地番につきまして、資料の方、・・・、1つとなっておるんですが、実際は分筆しておりまして、・・・が台帳地目田、現況

田は変わらず、地積につきまして・・・㎡。もう1つ、地番・・・、台帳地目が田、現況地目田、地積の面積につきましては・・・㎡となっております。こちらの方、一部訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

・事務局

それでは、整理番号2番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市隅田町下兵庫・・・、登記地目、現況ともに田となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人は遠方に居住している等の理由で農地の維持管理が困難になったとのことで、譲受人との間で本申請に及びました。譲受人・・・氏の経営耕地面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等についても、影響はございません。譲受人は耕運機1台を所有しており、農業従事者は3名と伺っておりますので、農作業常時従事要件を満たしていると考えられます。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。譲渡人の高齢化により、耕作ができないし、ほて、ソーラーの購入というんですか、そういう話も出てたんですけど、隣に所有している・・・さんの方が、そうしたら購入しようかという話で、話がまとまったような形です。以上です。

・議長

案件2の方は。

・田中（一）委員

7番の田中ですが、今、事務局の方から説明していただいたと

おりでございます。問題はないと判断しております。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質問される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
では、農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。
本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。
次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、こちらの方も申しわけございません、少し訂正の方がございまして、担当の方からご説明させていただきます。

・事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、一部訂正をお願いしたいと思います。

整理番号1番、・・・さんの申請要件なんですけども、申請地の台帳地目につきまして、台帳地目は田で変わらないんですが、現況地目が田となっているところが畑となります。

続きまして、整理番号2番、・・・さんの件なんですけども、こちら台帳地目畑で変わらないんですが、現況地目が雑種地となりますので、こちらの方、訂正となります。よろしくお願ひします。

・議 長

それでは、説明をお願いします。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市高野口町伏原・・・、位置は伊都中央高等学校より・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は田、現況は畑ということになっております。申請者は高齢のため農地の維持管理が困難となってきたことから土地の有効活用を検討し、土地の一部を駐車場にすることで収益を得ようと申請に至りました。計画によりますと、貸し駐車場として24台分を整備いたします。排水については隣接する水路に排水し、汚水及び雑排水については発生いたしません。雨水については隣接する既設水路へ放流ということになっております。このことにつきましては、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は本人所有のもののみということで、特に同意の必要はありません。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられまして、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市清水・・・、位置は紀伊清水駅より・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は畑、現況は雑種地です。申請者は自家用車の駐車場が必要になり、適地、いい場所を探していたところ、自宅に隣接する農地が、フルーツラインが建設された後に橋本市が市道を通すということで自宅の土地を提供したところ、橋本市の施工により一部はもうコンクリート舗装されてしまい、そのまま駐車場として使用してきたので、この農地なんですけれども、ここを経過書を添付の上で申請を受け付けていただきたいと、今回、農地法の許可が必要なことがわかったために本申請に至りました。計画によりますと、貸し駐車場ではなく自家用の駐車場3台分を整備いたします。排水については、汚水及び雑排水は発生いたしません。雨水については隣接する南側市道道路側溝へ放流します。このことにつきましては、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地につきましては本人が所有する農地のみとなりますので、特に必要はございません。事

業に要する経費につきましても、もう既に整地されているとのことで、新たな費用は発生しないと伺っております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

以上2件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 林委員

8番の林です。事務局の方から今説明があったと思うんですが、この・・・さんというか、その前の・・・さんから譲り受けたものですので、5、6年前にも八朔とミカンをちょっと作っておりました。ほんで、・・・さんも農業撰果場の手伝いをしていたということで、・・・の東側ですけど、ほんとに消毒も近所に迷惑かかるということで、これは仕方ないというふうに。以上です。

・ 議 長

案件2。

・ 廣田委員

5番の廣田です。事務局の説明のとおりですが、現地の方は萱野推進委員さんと一緒に立ち会いしてますんで、萱野推進委員、よろしくをお願いします。

・ 萱野推進委員

推進委員の萱野です。今、廣田委員が言いましたように、4月1日だったと思うんですけども、司法書士の方と立ち会いで見ました。先ほど説明ありましたように、フルーツラインの拡張の時に、市道の拡幅の道路工事が同時にやられたような感じでございまして、その時に、元々3m位やった道が4m以上になったということで、その部分が必要になってということで、見たところ待避所的なところで3台位の置ける駐車場兼道のような形で作られておりましたので、これにつきましてはもう現況どおりでいかさな仕方ないということで、問題ないと思います。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
では、農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。
本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。
次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

まず最初に、5条の規定の許可申請につきましても、少し議案資料の方、訂正の方をお願いしたいと思います。

まず、整理番号1番、・・・さんの件になるんですが、こちらの台帳地目、現況地目ともに田と記載されておるのですが、こちらが両方とも、台帳地目、現況地目ともに畑と訂正の方をお願いします。

続きまして、整理番号3番、・・・さんの件になるんですが、こちらの方、現況地目が畑となっておるのですが、実際は現況地目雑種地となりますので、訂正をお願いします。

5条の規定の方につきまして、訂正は以上になります。

それでは、説明の方させてもらいます。まず、議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをお願いします。

整理番号1番の案件についてご説明します。申請地は橋本市柏原・・・、位置は西部小学校から・・・mに位置する第2種農地となります。登記簿地目、現況ともに畑となっております。譲受

人は市内在住の個人で建設業を営んでおり、現在保有している資材置き場が進入路が狭く大型重機が入れないため、適地を探しておりました。その際、京奈和自動車道に近く道路の幅も8mと広く出入りも容易である土地を見つけ、その所有者と交渉したところ、所有者が遠方に居住していることで農地の維持管理が困難となっていたため、本申請に至りました。本計画によりますと、大型重機及び資材置き場として利用するとしております。雨水につきましては西側の既設水路へ放流するとなっております。このことにつきまして、地元水利組合の同意書及び紀の川用水土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地は1筆あり、同意書に押印はありませんが、岡本委員が立ち会いのもと、隣接農地の所有者の方の了承を得たと伺っております。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられており、必要以上の残高確認書類が添付されております。

以上につきまして、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用目的の実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明します。位置図につきましては5-2ページの方になります。申請地は橋本市北馬場・・・、位置は橋本高校から・・・mに位置する第3種農地となります。登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。譲受人は市外在住の会社員です。収益増加のために太陽光発電を考えており適地を探していたところ、日当たりがよく発電効率が十分期待できる本土地を見つけ、所有者と交渉したところ、所有者が高齢で農地の維持管理が難しいということで本申請に至りました。計画によりますと、太陽光発電パネルの設置場所となります。雨水につきましては隣接する水路へ放流するとなっております。このことにつきまして、地元水利組合の同意書も添付されております。隣接する農地は5筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周囲の農地への著しい影響はないと判断されております。本事業に要する経費につきまして、・・・円と見積もられており、融資の確認書類が添付されております。

以上につきまして、転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的の実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明します。位置

図の方は5－3ページとなっております。申請地は橋本市市脇・・・、位置は橋本警察署から・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は畑、現況は雑種地となっております。貸し人は近隣からの駐車場の要望があり、農地転用の手続をとらずに先に工事を着工しておりました。この点につきましては所有者は深く反省しており、橋本市農業委員会からも嚴重注意の上、始末書の添付をもつての申請となっております。計画によりますと、この土地につきましては住宅の建設をすることとなっております。雨水につきましては西側の既設水路へ放流いたします。また、このことにつきまして、地元水利組合の同意書も添付されております。また、この土地につきましては、隣接する農地はございませんので、特に同意書もいただいておりません。事業に要する経費につきましては、およそ・・・円と見積もられており、融資の確認書類が添付されております。

以上につきまして、農地転用の許可基準に照らし審査した結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図の方も5－4ページの分となっております。申請地は橋本市菖蒲谷・・・、位置は紀見小学校から・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目、現況ともに田となっております。借り人は市内在住の個人となります。和歌山県内で就職し、その際、橋本市に帰省したことを契機に両親の近隣に住み農業を手伝うことを考えており、適地を探していたところ、両親が高齢で農地の維持管理が困難となっており、本農地を使用するため本申請に至りました。計画によりますと、住宅の建設となっております。雨水につきましては隣接する既設水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は4筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。本事業に要する経費につきまして、・・・円と見積もられており、融資の確認書類が添付されております。

以上につきまして、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5番について説明します。位置図の方も5－5の方を参照お願いいたします。申請地につきましては橋本

市清水・・・となっております。場所につきましては、先ほどの議案第2号の4条申請の分と同じ、隣接している土地となっております。紀伊清水駅より・・・m、第2種農地で、登記簿地目、現況ともに畑となっております。貸し人は市内在住の個人となっております。住居を新築する際に適地を探していたところ、両親の高齢で農地の維持管理が困難となっており、その農地を使用するために本申請に及びました。計画によりますと、住宅の建設となっております。汚水等につきましては浄水層で処理し前面道路側溝へ排水いたします。雨水につきましては集水し前面道路側溝へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきまして、・・・円と見積もられており、融資の確認書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号6番及び7番の案件についてご説明申し上げます。位置図の方も5-6から7の方をご参照ください。申請地は県立橋本体育館から・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は休耕地となっております。譲受人は大阪府富田林市で建設機械のリース及びレンタル業を営む法人です。事業拡大に伴い、橋本市で事業を行う拠点となる場所を探していたところ、高齢や遠方に居住していることを理由に農地の維持管理が困難となっていた所有者と交渉を行った結果、話がまとまり本申請に及びました。計画によりますと、事務所兼重機メンテナンス用の施設・・・㎡及び重機等の駐車場や資材置場を整備いたします。排水につきまして、汚水及び雑排水は浄化槽を経て申請地北側に隣接する既設水路へ放流します。雨水につきまして、申請地北側の既設水路へ放流します。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は4筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきまして、・・・円と見積もられ、見積額以上の残高証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結

果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

なお、許可に際して、都市計画法に規定する開発行為許可と同時許可となります。ご審議お願いいたします。

続きまして、整理番号8番の案件についてご説明いたします。こちらの方、位置図の方が5-8ページと、あと、別紙としまして、あやの台北部農地転用に係る地番一覧の方もご参照ください。申請地につきましては、・・・となります。隅田町・・・となっております。本申請につきまして、・・・・・・が昭和58年に転用許可、当時の近畿農政局から許可を受けて分譲住宅地の開発を進めてきておりました。しかしながら、経済状況、経済情勢等の変化により、この計画、この事業の凍結が決定しました。その一方、橋本市は企業誘致に積極的に取り組んでおり、新たな企業誘致用地を確保する必要が高まってきたことから、このたび橋本市あやの台北部の用地を・・・・及び和歌山県、橋本市の3者で新たな企業誘致用地として活用することに合意に至り、本申請と至っております。そして、このたび、橋本市が企業誘致用の工業団地として農地を転用するためには、新たに工業団地を造成するための転用許可を受ける必要があり、・・・・の事業計画の変更手続が必要となってきておりました。本申請にいたしましては、・・・・の事業変更の届け及び橋本市が農地転用を行う転用申請、また、今回、企業誘致を行う計画の際に南海電鉄が転用申請していった所で橋本市が企業誘致として使用しない部分につきましては転用の取り消し申請を行い、元の農地の所有者に返還する手続となっております。

以上となります。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 岡本委員

9番岡本です。先般、・・・さんはちょっと出られなかったんですけども、・・・さんに来ていただきまして、区長と水利組合長と、それから、隣接の・・・さんに集まっていたいただきまして、推進委員の佐藤さんと一緒に、万一転売が決まった場合にはどのような考えでこちらの意見を聞き入れてもらうかということで話し合いま

した。その結果、一応、皆さんご了解して納得していただきましたので、特に問題なく終わりました。

・議 長

続きまして、案件の2。

・田中（里）委員

6番田中です。事務局の説明どおりです。現況はカズラの山です。周辺農地の方や水利組合の同意書ももらっています。計画の実現性はあります。それと、譲受人の方には市役所で生活環境課の方へも連絡してもらおうように伝えておきました。以上です。

・議 長

次、案件3。

・東推進委員

推進委員の東です。3番なんですけれども、木下さんと2人で回りまして、一応、今、砂利を敷いて駐車場のような形にやりました。先ほどの説明どおり、特に問題ないと思います。

4番目なんですけど、これも木下さんと2人で回りまして、ちょうど譲渡人の・・・さんとたまたま会いまして、回るときに、それでいろいろ聞いてましたら、その方の、多分これ娘婿になるんですよね、・・・さんというのは。多分その方の住宅を建てるといことで、私が一番気になったのは排水のことが気になったので、いろいろ聞きまして、特に問題ないと。下の方の水田とか田畑に影響は与えませんかと聞いたら、ないとおっしゃるので、しかも、書類も揃ってるし水利組合の了解も得ていると。水利組合の資料を見せてもらったら、1行だけ、問題ないと書いてあったんですけど、これも仕方ないなと思って、とりあえず問題ないんじゃないかと判断しました。以上です。

・議 長

案件5。

・廣田委員

5番の廣田です。推進委員の萱野さんと一緒に立ち会い行っておりますので、萱野推進委員さんから説明していただきます。

・萱野推進委員

推進委員の萱野です。先ほどの4条申請の中で出てきました、その・・・のところですなやけど、その土地を・・・さんという方に5条申請ということですが、その・・・さんというのは・・・さんの孫さんの旦那というようなことを聞いてございます。それで、おばあさんの・・・さんがかなり高齢でございまして、近隣に農地がたくさんあるわけですが、すべて耕作放棄地ということで、柿がもう枯れたような状態で、醜い状態になってございます。

ここへ来るといというのは、おばあさんを看るといということも主眼ではあると思うんですが、若い孫さんたちが、その荒れた農地を少しでも作っていききたいという要望もあるようには聞いてございます。ということで、放棄地をまた再生していただくことにもなるかと思っておりますので、結構な話かなと思いたしましたので、許可をいたしました。

・議 長

案件6と7。

・田中（里）委員

6番田中です。6番、7番ご説明します。事務局の説明どおりで、計画の実現性はあると思います。現況は放棄地で、ポイ捨てゴミも多く、荒れています。水利組合の同意書も添付されていますので、問題ないと思います。譲受人の方には、資材置き場等の建設なので、周辺には水田もたくさんあるので、環境保全に努めてもらえるよう伝えておきました。以上です。

・議 長

案件8。これは誰が現況説明するんな。もう1回、これ大きいさかいに、事情のわかったある人、もう1回ちょっと説明をしたってくれるかな。

・事務局

今回の計画は、位置図を見てもらえたらわかると思うんですけども、ちょっと難しいかなと思うんですが、あやの台からずっと北に橋本市の山内、平野に向かっての土地ということになっております。ここは昭和58年、昭和の時代から・・・さんが近畿農

政局、国の許可をもう既に受けております、農地転用の許可を。当時は分譲住宅ということで、今、開発は進められておりますあやの台のように、住宅をどんどん作っていく計画となっていたんですけれども、昭和の時代から随分、経済情勢等が変わりまして、・・・さんももうこれ以上開発を進めていくのは難しいということで、計画が凍結となったと伺っております。

そんな折に、橋本市、そして和歌山県が今、企業誘致をどんどん進めております。そして、橋本市におきましても、市民病院のあたりからずっと工業団地計画がずっと続いているんですけども、やっぱり用地の方ももう不足してきているというふうに伺っておりますので、和歌山県と橋本市が企業誘致を進めたい、そして、・・・さんは農地転用の許可を受けたにもかかわらず、これ以上ちょっと分譲住宅としての計画を進めるのは難しいということで、3者による協定が結ばれたというふうに伺っております。

そこで、新たに農地転用許可ということになるんですけども、当然、過去に既にもう宅地造成で許可を受けている土地でありまして、今回は・・・さんは事業計画の変更、縮小したいよという事業計画の変更の届出があがっております。

それに加えて、計画変更に伴い、今度、・・・さんが許可を受けていた土地なんですけれども、そこを橋本市が工業団地にしたいということで再度の5条申請、計画変更に伴って橋本市が今度許可を受けたいよと。・・・さんから分譲住宅として許可を受けた農地を譲り受けて、橋本市が工業団地を造成していきたいよというような内容になっております。

とともに、あと、過去に・・・さんが宅地にするということで許可を受けていたんですけれども、今回、橋本市が、いやいや、そこはもう工業団地にする計画の中に入ってないよという場所もございましたので、そこにつきましては、・・・さんと元の土地の所有者の方から許可の取消願、昭和の時代に受けた許可の取消願という形で申請いただいております、そこはもう・・・さんが元の所有者さんに返すというふうに伺っておりますので、この3つの申請を合わせての申請をいただいたという次第でございます。

新たに農地転用の許可する形にはなるんですけども、内容は、宅地造成を・・・が進めていた所を橋本市が土地を譲り受けて工業団地を整備していこうというような内容となっております。別添で付けさせていただいておりますけれども、280筆からなる農地、土地になります。山林や宅地を含めると、もっと大きな計

画になるかと思いますので、審査書類につきましては、土井会長と田中委員さんには簡単に概要の方は説明させていただいたんですけども、1筆1筆確認していくわけにもいきませんし、・・さんが事業に着手できなかった所については、約30年からそのまま宅地の予定地という形で放ったらかしにされている状態の所でもありますので、放棄地や山林のような状態の所もございましたので、そこはもう早く事業を進めていただいた方がいいのかなというのが、私個人の考えでもございます。

これを進達して、許可権者である県の方で再度審議していただければと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

・ 議 長

田中さん、現場見てくれてあるんかな。

・ 田中（一）委員

はい。

・ 議 長

感想。隅田地区やから、感想。

・ 田中（一）委員

それじゃ、私の方から概略だけ説明させていただきます。役所の担当者と、それから土井会長と私と、3名、ざっとですけども1時間半ほど、大体この辺だということで、地図を見ながら回らせてもらいました。

その中で私感じたのは、先ほどからの事務局の方からの説明ですけども、最終的には、売買した地主の手元に土地を返却するという事だと思っんです。その管理を、僕は一番難しいなと。ということは、高齢化になってる中で返してもらって、土地の条件のいい所だったらいいですけれども、悪い所ばかり残つとるんです、正直なところ。それを農地にまた返すということもいかなものかと思うし、年齢的な問題もある。経済的な問題もある。

それが全部、・・なり県なり市なり補助金を出してもらってやれるんだったら、私はある程度はまあまあいいんじゃないかなという考えもありますけれども、正直なところ、・・の関係で私が一番、見てもらった中で、私も畑、柿畑、ミカン畑あるんですけども、

その中で、ちょうど売買したのが、・・と契約したのが50年前です。ちょうど私が25か26、まだチョンガーの時だったと思うんですけども、その時に・・が一番北部の方から開発するんだというのが我々の一番気に入ったところだったんです。下から開発すると北部の方がだめになってしまうので、一番南海電車に近い隅田地区の北部、霜草、山内、平野から開発し、徐々に年数もたって販売できていった暁には、下の方から、今のあやの台の方へ行くというのが50年前の条件だって、我々は賛同したんです。

それが今のところ、残念ながら逆な状態で、今、説明聞かせてもらったところ、半分、心が煮えくり返っています、正直なところ。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。ご発言される方はご発言願います。どうぞ。

・ 委員

50年前に買収されて、許可案件自体は国の大臣許可になるんですかね、面積的にも大きかったの。それで、今はもう手続上は大臣許可に一応許可おいて、売買契約ももう終わって、お金も流れているそうですよね。だから、所有権はもう・・に移って、それで、事業計画としては分譲住宅で建設を進めると。分譲住宅もかなりできてるんですか。

・ 議 長

ここの部分はできてない。全く手付けてない。

・ 委員

そうしたら、予定として買収して、・・が主体となって住宅を作って、それで売り出すという、そういうことでずっと、塩漬けにされたような感じで、ずっとこの間。だから、・・さんが本来責任を負うべき土地なんですよね、今は。それが十分有効利用されていないので、市の行政としては、県もそうですけども、できるだけ有効活用したいということで、いわゆる企業誘致。

・ 議 長

工業団地にすると。

- ・ 委員

工業団地として利用したいと。工業団地として利用したいという、その計画とか見取り図というんですか、そういう形で工業団地として誘致したい、こういう企業が来てくれるという、その構想というのか計画というのはあるんですか。

それが1つと、それからもう1つは、一応売買契約が終わっているのに、今度、農家の方にそれを一部、開発不適な所は返すといった時に、その金のやりとりと、返された方は、仮に無償で返されても、無償いうのはあんまりないと思うんですけども、当時の売買価格と今は相当違うと思うんですけども、その辺のところの処理というんですか、見通しというんですか、返される方もある程度納得して、こういうことを進められているというのはご存じなんですか。

その辺のところ、2つ。

- ・ 議長

どうぞ、わかっている範囲で結構やさかいに、事務局、教えてください。

- ・ 事務局

農地法5条の許可申請というものは、当然、譲渡人さん、譲受人さん双方での申請となっております。今回の取消願につきましても、・・・さんと当時の土地の所有者さんであったり、両者での申請となっております。つまり、元の所有者さんの署名・印鑑もございまして、これはもう両者納得した上での取消願の申請というふうに、うちの事務局の方では捉えておりますので、・・・さんの方も多分もうお金の返還まで求めないような形になるかなとは思っております。

- ・ 委員

無償で。

- ・ 事務局

そうですね。もう管理だけでも大変だというお話を伺っておりますので、・・・さんとしては、もう管理にとってもやっぱり費用がかかってくるということから、宅地の予定地であるところをもう早

く橋本市さんに寄附したいと、元の農地についてはもう返させて
いただくということで伺っているんですけども、計画につきましては、橋本市の企業誘致室の方が担当しておりますので、もし
よろしければ、また担当者の方から詳しい計画等、あと申請書類
もございますので、改めて見ていただきたいと思いますので、よ
ろしく願いいたします。以上です。

・ 議 長
 どうぞ。

・ 事務局

補足で。1つ目のご質問で、企業誘致の予定ということやった
んですけども、企業誘致のやり方として、工業団地が造成されて
から企業に対してアポをとりに行くというようなイメージです。

これにつきましては、今まで橋本市内、たくさん企業誘致やっ
ておるんですけども、企業さんとしては、橋本市へ来れば固定資
産税の奨励金などがある、これ1つ。それから、さきの東日本大
震災なんかで、海沿いにつきましてはいわゆる津波なんかの被害、
大きな南海トラフなんか動くと、災害に対する備えという部分
で、できるだけ内陸の方で工場を建てたいという業者も多いので、
僕ら想像する以上に企業さんが来ているというような状況になっ
ております。

ここに目を付けて県の方とも話をして、今回の開発に至ってお
るというような状況ですので、来るかどうかにつきましては、こ
れからというふうになっておるんですが、必要に迫られてそうい
うような計画になっておるというのも1つ。・・・さん、塩漬けにな
ったので工業団地にできないかという県と・・・からの申し出もあ
ったので、こういうような計画に至っておるというような、概略
でいうと、そういう状況になっています。

・ 委員

整備がされてないという、これから整備されるわけで、市のお
金、非常に財政事情、各市町村、本当に厳しい中で、県なり国の
金であるとしても、本当に、事業予算というか、その辺のところ
は当然、議会との関係も出てきますし、市長さんの考え方もある
かと思いますが、その事業主体としての、見通しがあるか僕も
ちょっとよくわからないんですけど、問題はおっしゃったとおり、

返されたところの方。今は現況も農地、返されたら農地になるんですね。

- ・事務局

返されたら農地です。

- ・ 委員

そやから、そういうところに、仮に、かつてはお金はいただいたけれども、仮に無償で返されて、農地としてそれをどう、返された方が。仮に農業するよということでしたら、それ自体は問題ないんですけども。

- ・ 委員

そういうの聞いたって、基本的にこれ、売った農家の方に返すの問題なんですか。市と・・・の問題じゃないんですか、これ。

- ・ 委員

市と・・・の問題もそうですけど、返すということは。要らん言うたら、もう。

- ・ 委員

要らんとか欲しいとか、そういう問題じゃないん違うの。基本的に、市と・・・が解決する問題じゃないですか。

- ・ 廣田委員

そんなことないわ。返されて、農地やったら、またこの農業委員会で放棄地ということで問題になってくるやろ。50年から放ったあるやつを、今さら農地にせいって言うたって無理な話ちゃうんかい。

橋本市と五條市の違いというの、ちょっとお話ししたいと思うんですけども、橋本市の場合は雑種地は宅地並みに課税すると。五條市は雑種地でも現況が駐車場とかそういう、小屋が建つとる場合には宅地並みにするけども、現況が山林状態やったら山林並みの課税になるというのを、僕、家内の実家の地籍の立ち会いで、これ放棄地になっと思ったんで、ほで、これを雑種地にすると言うさかい、雑種地やったら宅地並みになるさかい嫌でという話をしたら、いやいや、五條市は現況がこういう状態やったら山林並み

になりますよということで同意したんよ。

そういうようにしたったら、無償で返してもろてもやっていけるけども、農地にされて、これをもって言うたら、農業委員会かてこれから難儀すると思うで。何筆でどんだけの面積が無償で返されるんか。ほで、この総面積でどんだけ工業団地になるんかというの、そこら聞かせてよ。

・ 議 長

そこら、そんな細かいとこ、わかるか。

・ 田中（一）委員

私、個人的な、ちょっと情報入ったところで話させてもらいます。この今の工業団地の開発の面積は、大体150haと聞いておるんです。その第1区が80haで、第2区が開発する時は70haということ、ざっとですけども、私の耳に入っております。

・ 委員

一気にじゃなくて。

・ 田中（一）委員

そうです。だから、ちょうど、前の農業委員の時だったと思うんですけど、その時と、私、手前みそなんですけども、平野の区長やらせてもらってあって、鳥獣害対策でちょっと悩んだことがあるんです。それで、市の方と・・にいろいろ苦言を申し上げて、雑草の刈り取りをやってもらって、イノシシ、タヌキ、アライグマの害を減少したようなところでございます。

そういうところまでが今のところ、・・と地元の関係があるんですけども、それを市の方に返還された場合に、市の方がまた同じような対応をしてくれるかどうかということ。そうであれば、地元の我々の平野地区も水田面積、小さい部落ですけども、約25ha持っています。だから、その確保するのが、今のところ、・・さんにも大分お願いしてやっておるんですけども、これが返還された場合にどう対応していくかということなんです。

一番だめなのは、緑地帯で残されたら一番だめなんです。市の緑地帯として残された場合に、環境はいいと思うんです、生活環境は。しかし、そのぐるりの農家の方の不自由というのは、僕はやっぱり、今の現況を見てもらったら、土井会長と回ったんです

けども、竹やぶが3分の2ですね。そして、あとはもう雑木、こんなヒノキやら杉やらいろいろあります。これを農地に転用するというのは、恐らく200%不可能だと思います。

- 委員
農地に戻ってくる面積というのはどの位。
- 委員
そら半分残ってくるわけ、これ見たら。こいつの一番最後ごろよ。140haほど戻ってくるんちゃうんか。150ha、15万1,279.64㎡というのが、ほしたら。
- 委員
農地自体は15ha分ですね。これが279㎡。山林とかを含めて一体的に買収、田んぼ、畑も含めて、山林も買収されたので、150haまで。それで、そのうち、当然、農地の転用許可というのが15ha分ありますので。だから、15ha分のいくつかを。
- 委員
ああ、安かったから。ほな山林の部分が。
- 委員
山林とかいろいろ。
- 議長
事務局、どうぞ。
- 事務局
確認したんですけれども、・・・から直接、本人さんの方に農地へお返しする筆数なんですけど、13筆で、面積としましては6,379㎡が対象になってきている、今現状になっております。
- 事務局
元の所有者4名の方と・・・さんとの間で取消願の申請と、当時の許可証が添付されて返還という形で申請いただいております。
- 議長

その分だけ農地として戻すということやな。

・事務局

はい。

・議長

ただ、農地として戻された場合は、今度、農業委員会としては、農業委員会の所管になるから利用状況調査の時にそのところはやらんなんと、調査せんなんと対象になるということやな。そういうことやな。

・事務局

そうです。先ほど松岡推進委員の方からご意見あったとおりにかと思うんですけども、その結果、うちの農業委員会の方で非農地判断というのをすることになる可能性も確かにございますし。

・議長

それも、ほんでも本人の意向にもよるやろ。返されてもうた本人の意向に、それは。

・事務局

そうですね。・・さんの方に樹木の伐採であったりとか草刈り等はちゃんとして返すようにというような意見を付けて許可するという事も可能だと。了承すると。

・委員

そういうふうに、やっぱりしたってもらわな、ほんなもん。

・事務局

そうですね。取消願をただ受け付けるだけではなくて、やっぱり。

・委員

絶対、灌木が生えとるはずや。こんなやつが生えとるんとかやうん。

・事務局

そうですね。そういう可能性がございますので。

・ 議 長

そこら辺はまた地権者と返す人の中の結局、話し合いによるわけで、農業委員会はそこあんまり入っていくと変なことになってくるさかいに、それは。返して農地になった時は、今度、農業委員会が、ちゃんとせいよという話になってくるわけやから。

・ 事務局

そうですね。そこはもう両者での、お互いの印鑑要りますので。両者の印鑑で申請いただいていますので。もう元の許可証も付いてるんです、返しますと。

・ 委員

ここも、その農地返されるとこも納得しとるの？

・ 事務局

そうです、納得の上です。あとはもう・・・さんとのお話です。ちゃんと元に戻してくれよとか。

・ 委員

伐採して戻してと。

・ 事務局

そうそう。僕はうちの方からも意見は付けれると思うんですけど。以上です。

・ 議 長

わかりました。そういうちょっと複雑な問題あるかもわからんですけども、返してきたとこの地権者は地権者の判断で利活用、どういう形で利活用していくかというのは考えてもらわなきゃあないんで、農業委員会としては、農地ということになってきた時にはアドバイスは十分していかなんと、こういうことになりますし、農地利用状況調査の対象に、返ってきた農地はなると、こういうことになろうかなと思います。

わし、ちょっと1個。岡本さんに、この保留かかったやつ、ご足労いただいて納得していただけたと、こういうことなんです、

これは。

・ 廣田委員

そのことについて質問です。一遍にしまいまで行ってしもうたんで、質問が。1番から行ってくれるのかなと思うたら。

・ 議 長

どうぞ。わしもこれ聞きたかって。

・ 廣田委員

事務局にお尋ねしますが、これでええがという話ですが、隣接する農地が1件あって、隣接同意書がないけども、農業委員さんがよっしゃと言うたんで、ええんやという話でしたですね。それは、書類として不備と違うんですか。将来残っていく上で。

・ 事務局

書類の不備ではございません。反対に、隣接農地の方の同意書、印鑑を押したものであるというのは法定添付書類ではございませんので。

・ 廣田委員

法定添付書類と違うと言い出したら、橋本市農業委員会が今までやってきた隣接同意がないからあかんでと蹴った件ありますわね。それはどないになるの。それを言い出したらおかしい。橋本市独自で、隣接同意を受ける時は同意書を取りましょうという内輪の話になつとるやつを、今回は要って、あれは要らんのやという考えはおかしいんじゃないですか。以上です。

・ 事務局

廣田委員のおっしゃるとおり、法定添付書類ではございませんので、100%、絶対に付けなさいというようなことは言えませんが、橋本市農業委員会では同意書はもらおうという取り決めになっております。廣田委員おっしゃるとおりでございます。今まで私たちもそのように、事務局からもちゃんと書類揃えていただきたいということで申請者側にはお伝えしてきておりました。

ただ、今まで、過去の案件でも、ただ単に隣接農地の同意者として、あなたのことを嫌いだから押さないとかというような案件もございましたし、そういった場合には、ちゃんと農業委員さん

の方で確認とっていただいて、その経過を書類にあらわしていただくということで、今まで了承した経緯がございます。

今回の案件につきましても、押印はございませんが、岡本農業委員さんが現地において立ち会いのもと、隣接の農業者の方に了承していただいたということで意見書をいただいておりますので、それをもって同意の代わりということにさせていただいております。以上でございます。今までもありましたので。

・ 議 長

要するに、経過書をもって県の方に進達をすると、こういうことやな。

・ 事務局

はい。

・ 廣田委員

経過書って、どんなもんですの。

・ 事務局

経過書といいますと、さまざまでございます。決まった様式はございませんので、今まで、こうこうこう、こういう理由で隣接の方に反対されていましてけれども、被害防除措置等の対策をきちっととりますというような案件で、この委員会において、それやったらという形で通っていった案件もございますし、今回の場合には、岡本委員さんが農業委員の意見書という形で、そこに、何月何日に水利組合長、そして委員さん、隣接農地の・・・さん、そして申請者側の・・・の社長さんが立ち会いのもとで説明を行い、関係者了承したということで意見いただいております。これをもって進達しようと考えているところでございます。

・ 廣田委員

ちょっと納得は私はできませんが、あくまでも、過去にいろいろあったか知らんけど、方針というのを崩したらあかんと思うんです。もちろん、農地法でいいますと、隣接同意は100%とらないかんということではありませんが、市の農業委員会独自の方針として、今まで絶対、隣接の同意は要りますよと言うて、強く言うて延ばしてきたところもあるんです、同意書をもらうまで。そ

れが、ある所では要らるので、こういうもんでええんですが、こういうもんであかんですというようになったら、ちょっと私はおかしいような気がしますんですが。委員会の判断に任せますけども。

・議長
どうぞ。

・岡本委員

確かに、こういう仕事は全部書面に書いて、納得しましたというのをもらっとくのが筋やと思うんですけども、当初のいきさつから行きましたら、中に入った不動産屋が、どうもその土地の隣接地の人が納得するような説明ができてなかったようなところでこじれた面もあるわけなんです。

ほんで、私、農業委員として考えますのに、あの土地はもうがけっ縁にあるとこで、それで、今、下の方に買って、竹やぶを壊してばあっとやったりしてますので、家建てるのもこれからよっぽどの工事しないとあかんのちゃうかなと思ったり。買い手もなかったわけです。それで、大分広く、そこへ全部、その土地の地主が、誰も百姓しないので全部売りに出しとるようなんです。たまたまこれ1つが、重機の置き場に非常に都合がええと。

それと、平らなとこですから、大きな重機ですから坂道のない所へ建てたいということでしたので、隣接地の人には、やっぱりこれ、もう一遍やるようになったので、説明会やりますのでどうしましょかと言うたら、いや、それはぜひとも聞かせてほしいということで、積極的に出てきてくれたわけです。出てとも何とも私は言わずに。

それで、今後のこともあるので、関係者全部集まらないと具合悪いと思うて、言うた言わんの問題になると思いますから。そこまでやったので、判ついてくれと言いに行ったら、かえってまたこじれるおそれがあるので、買い手もおらんような所でございますから、一応こういう具合にした方がいいんちゃうかと。

相手の心配しとるのが、そこへ重機置かれたら、わしらもあと4、5年したらあの土地ようせんようになるかもわからないので、もう土地の値段が下がったら困るとか、そういう理由もあったもんですから、やっぱり地域の人らがうまくいくためには、それだけで、金だけで解決していくと非常にぎくしゃくするもんですから、重機置くということで、あと、油の漏れる問題とかそういう

点さえきちっとすればいいんじゃないかということ。

・議 長

状況判断をしてということですね。

・岡本委員

はい。

・議 長

水利でも隣接でも絶対条件になってないので、同意を付けるということは。そこら辺のところは十分、関係者と話した中で承諾をとにかくとっていくということが大変大事になってくると思うので、書類としては、今、事務局の言うように、絶対に必要な書類にというような形に法律にはなっていないんやけども、今まで市としては、同意書付けてもろた方が後々のことを考えた時ということ。

私も水利で絶対に同意の判くれへんこともありました。というのは、水利で、そのグループ内の1人が絶対に判押ししてくれへんなんで、それが子々孫々に書類で残しといたら、おじいちゃん同意したさかいにこないなことになったんやと言われたらあかんさかい、わし納得するけど書類としては残さんと言うて、そういう事例もあって、話をして、そして、もう進達して解決していったという実例もあるわけで、だから、これもそういう部類に入るなど。努力はしたけどやむを得んということで、状況判断をして進達をしていったと、こういうことやと思います。

絶対条件になってないということは、事務局言うたように、非常にこの農地法の弱いところで、絶対に水利の許可とりなさいとか、あるいは、隣接の同意を絶対とりなさいという、書類に残しなさいということ書いてないだけに弱いところがあるんやけども、それもやっぱり、お互いに話し合いして、そういうことのないように進めていくということになってくると思いますので、そういうことで皆さんご理解をいただいて、今後の活動には注意してほしいなど。絶対にということにはないので。

だから、今までも6カ月、7カ月ということで、同意もらえてないので保留、保留、保留かけてきた案件もありましたけども、それも結局、お互いに話して、同意書なしで進達して、あげていった例も、今、事務局言うてましたけど、そういうこともありま

すので、ひとつ承知をしておいてください。
ほかにありませんか。

- ・ 委員
会長、いろいろあるけども、また、僕の言いたいのはまだまだ
1時間も2時間も話ありますので、次に進もうよ。
- ・ 議長
そうそう。だから、これは要するに、事務局言うたように、・・・
さんが住宅開発しようというふうな形の中で事業計画を進めて、
全部転用許可もとってあった。ところが、事業計画の変更という
ことになって、今度、橋本市が事業主体になるというような形の中
で、橋本市が5条申請で転用許可をとってくださいよと、こう
いう1つの流れになってますので、私としては、もうやむを得ん
なというふうに判断をしています。
- ・ 廣田委員
6番、7番で質問したいんですが。
- ・ 議長
はい。
- ・ 廣田委員
これも事務局ですが、この露天資材置き場・事務所・倉庫・工
場とありますが、この工場というのはどんな工場というか、何で
聞くかというたら、周りに、これ地図を見ますと、水田もありま
すし、この工場で車解体したらオイルも漏れるやろうし、どんな
工場であるのかと、露店の駐車場の面積がこんだけ広いと、風が
吹くと、風が飛んで、ものすごい砂やとかゴミが田んぼへ入って
苦情が出るということを今までに経験してますが、露天の資材置
き場というのは、これ砂利を敷くとか何とかするような計画にな
っとるんですか。事務局にお尋ねします。防水対策はどないに。
この工場は何の工場か。
- ・ 議長
どうぞ。

・事務局

今、そこにあります工場についてなんですけれども、今回、譲受人となる業者の方の、工場と書かせてもらったんですが、実際には重機のレンタル、販売等を行っている会社になりまして、その重機のメンテナンスをする、洗車場として使われることが多いというふうには伺っております。そこからは、汚水等につきましては、浄化槽等を通して、環境に配慮したふうにするとは伺ってはおります。以上です。

・議 長

はい。

・廣田委員

駐車場。建材置き場やろ。

・議 長

どうぞ。

・事務局

そうです。建設重機のレンタルをする会社になりますので、たくさん重機、大型の重機を置く場所が必要です。だから、駐車場というのでも、2tダンプであったりユニックであったり、そういった大型の建設重機を置くような場所がほとんどです。とともに、レンタルすることになりますので、そういった重機の洗車場であったり、あとは資材、ハウス、コンテナ、資材置き場であったり、当然、事務所も建物として建てるというふうな計画になっておりますので、これぐらいの面積が必要であると。

・廣田委員

資材置き場は舗装されとるんですか、舗装されるんですかという話ですが。その辺、車が行き来して、風が吹いてほこりが出て、稲穂へゴミかかって文句は出ませんかという話です。面積広いので、風吹いただけでも、大分ほこり立ちますで。

ここは水田地帯ですわ。濁水したら砂ぼこり一杯入ったとかって、よう苦情出るんですよ、こういう大きな施設をすると。その対策として、周りにネットを張ってもらおうとか、そういうことも必要じゃないかと思うんですが。

- 議 長
どうぞ。
- 事務局
ちょっと保留にさせていただきますして、確認をいたしますので、
少しだけお時間いただきたいと思います。
- 廣田委員
追加で。もしもそういうように露天で砂ぼこりが立つおそれがある時は、条件として周りに網を張ってもらうとか、そういうこと
とでお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。
- 事務局
はい。それも含めて業者の方に聞いてみます。
- 議 長
要望でな。
どうぞ。
- 木村推進委員
推進委員の木村です。これ5千、開発許可要るんちゃうん。
- 議 長
それ、ほんで、だから、これ同時申請になる。要ります。
- 木村推進委員
そやさかいに、隣の農業委員会の許可ということになるので、
問題点はその開発許可の時にきちっとやってもらわんとしゃあな
いと思う。
- 議 長
そう。今さっき事務局で説明あったやろ、同時申請やというて。
- 木村推進委員
そやさかい、許可おりて初めてそうなるので、その時点
でいろいろ条件付けられると思うけどね。区長の同意も要るんち

やうん、開発許可の時に。

・議 長

それは我々農業委員会としてはわかれへんけどな。
どうぞ。

・事務局

併せて、開発許可と同時許可になるので、開発担当課に書類だけ徴しますので。

・議 長

ほな、暫時休憩。

(休 憩)

・議 長

それじゃ、整いましたので、会議を再開します。
事務局、どうぞ。

・事務局

先ほどご質問のあった・・・・・・・・・・さんの重機・資材置き場及び事務所建設についての転用についてなんですけれども、計画の方を確認させていただきましたところ、事務所であったり、そういった洗車場、建物を建てる部分についてはコンクリート舗装をしますということで返事をいただきました。

あとは碎石、バラスを敷くことによって、そういったほこり対策をとると。それとともに、当然、重機等機械を扱いますので、油、排水等の汚染対策につきましても、油水分離槽を複数設置することによって、付近の水路に油汚れが流れることのないよう、影響がないように十分配慮を行うということで、その説明も関係水利組合に際して、今回、同意書、・・・・水利組合、・・・・水利組合、・・・・水利組合ということで、条件も付いての同意書、3つ添付いただいております。

条件の方が、排水等の汚染対策を万全に行い、付近の土地、作物、家畜等に被害なきよう努める。万一、事故等により付近に影響を及ぼした場合には、速やかに誠意を持って解決を図るよう努めることという条件のもとで、3つの水利組合から同意をいただ

いているというような状況となっております。
以上、報告申し上げます。

・ 廣田委員

私はわかりました。ありがとうございます。

・ 議 長

それでは、質疑、議論してもろうてありがとうございます。
ほかにはないですか。

．．．．．

・ 議 長

それでは、もう質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

では、農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書、次のページ、基-1、基-2の農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧（平成31年5月1日公告予定）をご覧ください。左端の整理番号1番から10番まで10件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は・・・・・・・・、利用権の設定をする者は・・・・・・・・。利用権を設定する土地は橋本市隅田町河

瀬字・・・・・・・・です。現況地目は田で、面積は741㎡です。利用権の種類は使用賃借で、水田として利用します。利用権の始期は平成31年5月1日、終期は令和6年3月31日となっています。利用権の設定を受ける者の耕作面積は11,991㎡、継続の設定となっています。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で19筆、合計19,073㎡であり、田が15筆12,004㎡、畑が4筆4,069㎡となっています。また、新規の利用権設定が9筆、面積が11,310㎡、継続が10筆7,763㎡となっています。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

・議 長

10番の・・・さん。これは新規就農で6,600㎡、こんだけいけるのかな。

・廣田委員

推進委員の萱野さんの立ち会いしてもろうてしてますんで、説明してもらいます。

・議 長

はい。

・萱野推進委員

管轄ではないんですけども、ちょっと知り合いでもありましたので、心配ないと言われたらちょっと答えにくいんですけど、まだやっぱり3年余りしかたっていないので、ほかにも借っとるところあるんやけども、その栽培を見ると、ちょっと不安があるんですけども、もう1人、2人で同時に就農したというか、助け合いしもってやっとるので、今のところまだそういう、間違いのない農家に育ったということまでは現実として行っていない。いろいろし

過ぎて、あっちゃこっちゃになってるので、一応、今、4年ほど前にフルーツラインのところにくにぎ広場という直売所が建ったときに、そこへも会員に入ってというようなことで、そこでいろいろと勉強して。主体となるものを何をしようかというふうなところまでまだ見えとれへん。野菜作ってみたりオリーブでちょっと作ったものを食べさせてというような、十分な収入ないような気もするんだけど、やっぱりこれを買って、やはりもう本格的にやっっていこうというような気構えもあるのかなという見方もしてるんですが。

・ 議 長

新規の人というのは大事なことなので、あんばいアドバイスをしたって誘導したってよろたらと思うので。

・ 萱野推進委員

うん、アドバイスする人はおると思う。

・ 廣田委員

地権者の方と現地を立ち会いして、柿山を見せていただいた限りでは、剪定も終わって、上手な剪定かどうかというたら疑問ですが、一応、剪定も終わっておりますし、やる気はあるんじゃないかと思うております。以上です。

・ 萱野推進委員

この・・・さんの・・・さんのその昔の家というたらおかしいけども、この人、下へ、371の国道へ出とる。ほんで、山の上の残った元の家をこの・・・君が買うてあるんよ。その周辺の柿山ですので、言ったら自分の家のはたのところに、この柿山まで買ってないので、貸借という。

・ 議 長

なるほど、そういうことやな。大事にして、こういう人をちゃんと育てていったってほしいと思うんです。そういうことが結局、地元の活性化にもつながっていくさかい、その辺のどこ、ひとつよろしく願います。

ほかに質問される方はございませんか。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。7番議案の備考の欄の新規というやつが、私これ、継続というふうな形で申請やったあると思うんですけど。備考の欄に新規でなっとなるのやけど、これ継続ですけど。

・事務局

もうご本人さんがそう言われる限り、済みません、訂正ということでもよろしく願いいたします。

・議 長

ほな訂正やな。

・ 委員

10番の水利費はこれ合うとんのかいな。同じ・・・、・・・。

・議 長

ほんまやな。これ・・・やな・・・になっとなるけど、・・・やな、これは。備考欄の水利費のどこ・・・やな。

.....

・議 長

ほしたら、質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本県は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。

議案書、次のページの中ー1、農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧（平成31年5月1日公告予定 中間管理事業分）をご覧ください。左端の整理番号1番から2番まで2件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市妻字フルダイコン……。……。現況地目は畑で、面積は合計2,263㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の始期は平成31年5月1日、終期は令和6年4月30日となっています。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で4筆、新規の利用権設定となっています。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。現在のところ受け手農家はまだ確定しておりませんので、決定された段階で農業委員会でも報告させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質問される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・ 議 長

質疑を打ち切ります。では、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、事務局からの報告に移ります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について を議題とします。事務局より説明願います。

・事務局

それでは、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてということで、戦前の小作等の解約、合意解約に至ったということで通知の方いただいておりますので、報告させていただきます。

まず、整理番号1番につきましては、橋本市高野口町名倉・・・の・・・さんと橋本市高野口町大野・・・の・・・さんが、橋本市大野・・・及び・・・について、労力不足のため戦前からの小作契約を解消したということで通知をいただいております。

続きまして、整理番号2番、橋本市橋谷・・・の・・・さんと賃借人の橋本市橋谷・・・の・・・さんの方から、こちらにつきましても同じく、労力不足のため戦前からの小作契約を解消しておこうということで、橋谷・・・及び・・・、・・・について、合意解約に至りますということで通知をいただいております。

続きまして、整理番号3番、同じく場所は橋谷、地番の方が・・・、・・・の2筆につきましては、橋本市橋谷・・・の・・・さんと、申し訳ございません、賃借人の名前の方が入っておりません。・・・さんということで、・・・さんの方から申請の方をいただいております。こちらの方も内容は同じく、労力不足ということで戦前からの小作契約を解消しておくということで報告、通知の方をいただいております。

最後、整理番号4番の案件についてですが、こちらは橋本市の山田になります。山田の・・・、こちらの土地につきましては、橋本市山田・・・の・・・さんと橋本市山田・・・の・・・さんの方から、こちらは経営規模、営業の縮小で、内容につきましては農地法第3条の許可申請による許可の解約であるということで通知の方をいただいておりますので、報告申し上げます。以上です。

・議長

只今、報告がありましたが、質問される方はご発言願います。

・岡本委員

9番の岡本ですが、戦前からの小作契約というのは、返すとい

うことは、もう放棄というような格好みたいになって、昔は農地法の改革か何かで、何割かどうのこうのとかあった、そういうのは全部なくなってしまつとるという見方でよろしいんですか。

・ 議 長

戦前からの小作の解約の。

・ 委員

あれは、多分ですけども、地主から返せ言ったら3割とかだけど、小作人が返すのはもう何もないわ。借った方が返すのは。貸す方が返せと言った時には何ぼか渡す。戦前でなかったら。

・ 議 長

そういう規定はないんやろうけど、慣例としてそういうことやととんのやろ。

・ 事務局

そうですね、はい。うちの方がいただくこの18条の6項の通知というのは、お互いで話し合つて合意解約に至りましたよ、合意解約しましたよということで通知をいただく、報告いただくという形になっていますので、特にうちから何々しなさいといった、許認可とかではありませんので、ほんまに、解約します、もう解消しましたので農業委員会さんに通知しますということでいただく書類になります。

・ 岡本委員

はい、わかりました。

・ 議 長

ほかにありませんか。

.....

・ 議 長

ないようですので、報告第1号を終わります。

続いて、その他の事項に移ります。委員の皆さんで、その他の事項で何かご質問、ご意見ございませんか。

・議 長

ないようでしたら、次回は10連休の後の、令和初めての定例の農業委員会ということで、5月10日金曜日9時半から開催しますので、ひとつよろしくお願いします。

10連休、お互いに連絡とれなんたら悪いんで、その辺のところ、ひとつよろしくご配慮方お願いしときます。

以上をもちまして、長時間、議論をいただきました、本日提案をいたしました議案をすべて終了いたしました。委員の皆さんには大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、平成31年4月定例の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

(午前11時32分閉会)

橋本市農業委員会規則第18条により署名する。

平成31年4月10日

会 長 土井 清美 ⑩

7 番 田中 一孝 ⑩

8 番 林 義文 ⑩